

令和2年村上市議会第2回定例会会議録（第5号）

○議事日程 第5号

令和2年6月29日（月曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 請願第 2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書
- 第 4 議第100号 消防ポンプ自動車（CD—I型）購入契約の締結について
議第101号 消防団消防用ポンプ積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について
- 第 5 議第102号 村上市税条例の一部を改正する条例制定について
議第103号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について
議第104号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 6 議第105号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第4号）
議第106号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第107号 令和2年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 7 議第108号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第5号）
- 第 8 議員発議第8号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について
- 第 9 議員発議第9号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 第10 新型コロナウイルス調査対策について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 請願第 2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書
- 日程第 4 議第100号 消防ポンプ自動車（CD—I型）購入契約の締結について
議第101号 消防団消防用ポンプ積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結について
- 日程第 5 議第102号 村上市税条例の一部を改正する条例制定について
議第103号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について
議第104号 公の施設に係る指定管理者の指定について

- 日程第 6 議第 105 号 令和 2 年度村上市一般会計補正予算（第 4 号）
 議第 106 号 令和 2 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
 議第 107 号 令和 2 年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 7 議第 108 号 令和 2 年度村上市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 8 議員発議第 8 号 30 人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に係る
 意見書の提出について
- 日程第 9 議員発議第 9 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 日程第 10 新型コロナウイルス調査対策について
- 追加日程第 1 議員発議第 10 号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
 する条例制定について

○出席議員（22 名）

1 番	上 村 正 朗 君	2 番	菅 井 晋 一 君
3 番	富 樫 雅 男 君	4 番	高 田 晃 君
5 番	小 杉 武 仁 君	6 番	河 村 幸 雄 君
7 番	本 間 善 和 君	8 番	鈴 木 好 彦 君
9 番	稲 葉 久 美 子 君	10 番	鈴 木 一 之 君
11 番	渡 辺 昌 君	12 番	尾 形 修 平 君
13 番	鈴 木 い せ 子 君	14 番	川 村 敏 晴 君
15 番	姫 路 敏 君	16 番	川 崎 健 二 君
17 番	木 村 貞 雄 君	18 番	長 谷 川 孝 君
19 番	佐 藤 重 陽 君	20 番	大 滝 国 吉 君
21 番	山 田 勉 君	22 番	三 田 敏 秋 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 121 条の規定により出席した者

市 長	高 橋 邦 芳 君
副 市 長	忠 聡 君
教 育 長	遠 藤 友 春 君
総 務 課 長	竹 内 和 広 君
企 画 財 政 課 長	東 海 林 豊 君
税 務 課 長	長 谷 部 俊 一 君

保健医療課長	信	田	和	子	君
介護高齢課長	小	田	正	浩	君
福祉課長	木	村	静	子	君
こども課長	中	村	豊	昭	君
地域経済 振興課長	山	田	和	浩	君
観光課長	大	滝		寿	君
上下水道課長	山	田	知	行	君
消防長	鈴	木	信	義	君
学校教育課長	菅	原		明	君
生涯学習課長	板	垣	敏	幸	君

○事務局職員出席者

事務局長	小	林	政	一
事務局次長	内	山	治	夫
書記	中	山		航

午前 9時59分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、7番、本間善和君、18番、長谷川孝君を指名いたします。ご了承を願います。

日程第2 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

理事者から報告を願います。

市長。

〔市長 高橋邦芳登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、現在の状況をご報告させていただきます。市民の皆様には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と市内経済回復に向けた活動の両立にお取り組みいただいていることに対しまして、改めて感謝を申し上げます。また、感染リスクのある中、市民生活を守るため、医療の最前線、介護・福祉の現場や日常生活を維持するために必要となるスーパーや薬局、廃棄物の収集や物流といったそれぞれの産業の分野で活動を継続していただいている全ての皆様にも改めまして敬意を表するとともに、感謝を申し上げる次第であります。

そうした中、我が国においても、感染者や医療従事者はもとより、そのご家族や関係者に対する心ない偏見や差別の実態があります。こうした行為は決して許されるものではありません。現在、公益財団法人人権教育啓発センターによるSTOP！コロナ差別キャンペーンに各界の方々からのメッセージ、そして都道府県、市町村の首長からもSTOP！コロナ差別のメッセージが寄せられておりまして、私からも心ない偏見や差別は決して許されるものではないといったメッセージを発信させていただいたところであります。

本市におきましては、現時点で感染者の発生はないわけではありますが、そうした事態が生じたときには、私たち自身が不確かな情報や誤った認識に惑わされず、正しい情報に基づいた冷静な行動に努めなければならないわけでもあります。新型コロナウイルスとの戦いはまだまだ続くわけではありますが、この感染症と共存しつつ日常を確実に取り戻していくため、議員の皆様方からも格段のお

力添えを賜りますようお願い申し上げます。

本市における状況についてであります。国においては去る6月12日に新型コロナウイルス感染症対策関係経費を盛り込んだ第二次の補正予算が成立をいたしました。この中で地方公共団体に交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が大幅に拡充されたところであります。本市に対する追加配分上限額につきましては、9億5,875万8,000円とされたところであります。

本市におきましては、これまで数次にわたり、各産業別の関係団体との情報分析を踏まえ、支援策を講じてきたところであります。これまで取り組んでまいりました施策の効果を十分発揮させるための次なる施策を含め、臨時交付金事業の実施計画の策定を進めているところであります。その中におきまして、市民生活、特に子育て世代への支援策を中心とした支援事業について補正予算のご提案をさせていただいたところであります。

各産業界との情報分析につきましては、現在3巡目に入っているわけですが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、市民生活をはじめ事業活動にも新たな課題が生ずるといった懸念も報告されているところであります。市といたしましては、そうした懸念要素を顕在化させることのないよう、適切、効果的な施策をレスポンスよく実施していくことといたしておりますので、議員各位には格段のご理解とご協力をお願いする次第であります。

6月19日には全ての都道府県をまたぐ移動の制限が解除されました。花角新潟県知事からは、本日以降は全ての都道府県をまたぐ移動については制限しないとしつつも、県外を訪れる際には、訪問先の都道府県が発表している外出自粛等の内容をあらかじめ確認していただくようお願いがありました。市民の皆様にも徐々に活動の範囲が広がっていくものと思いますが、引き続き、感染の予防、そして感染拡大の防止にご留意をいただきながら、社会経済活動を両立する新しい生活様式の実践にお取り組みいただきますよう、特段のご協力をお願い申し上げます。

次に、主な支援策についてであります。むらかみ学生応援便につきましては、652件の申請をいただいております。その際、学生の皆さんから多くの感謝のメッセージをいただいているところであります。

マスクの配布につきましては、妊娠の届出をされた方に対する配布を新たに開始をさせていただいたところであります。

経済対策支援についてであります。市独自の支援策と、国・県の制度と連動した支援策を柱とした、第一次で用意をいたしました各種支援の申請件数が増えてまいりました。本市の休業支援金制度は多くの事業者の皆様にご利用いただいているところであります。国・県の制度と連動した支援策につきましては、村上商工会議所を中心とした持続化給付金や、ハローワーク村上による雇用調整助成金の相談システムが順調に機能していることの結果であると考えているところであります。第二次の支援策につきましても、急ぐ足元の支援策、事業継続のための支援策、そして経済や社会活動を回復させるための支援策と段階的に対応しているところであります。一部先行して実

施をいたしました観光客早期回復応援事業につきましては、まずは県民を対象としたところでありますが、多くの県民の皆様からご利用いただいているところでもあります。今後は、都道府県をまたぐ移動制限が解除されたわけでありますので、さらなる拡大を図ってまいることといたしているところでもあります。

また、村上市元気づくり飲食券についてであります。発行部数5,000セットを販売いたしましたところ、8,441セットのお申込みをいただきました。発行部数を上回った場合につきましては抽せんとしていただくことといたしておりましたが、多くのお申込みをいただいたその背景には、ダメージの大きい飲食店やタクシー事業者などを応援しよう、そして新しい生活様式を実践する中で社会経済活動を回復させていこうといった市民の皆様の意識の表れであると考え、抽せんを行わず、お申込みをいただいた全ての方に販売させていただくこととしたところでもあります。

特別定額給付金につきましては、現在、対象世帯の98.4%、対象者では99.1%の給付を終えております。ぜひ市民の皆様には、58億円を超える給付金を活用していただきながら、ご自身の新たな日常の回復、そして本市の経済活動の回復にご協力をいただきたいと考えているところでもあります。

村上市新型コロナウイルス対策応援基金（むらかみ未来きらっと★基金）につきましては、現在まで15件、金額で677万5,000円のご寄附をいただいております。多くの皆様から応援を寄せていただいていることに心より感謝を申し上げる次第であります。

最後に、山形県沖を震源とする地震の発生から1年が経過をいたしました。この間、被害の大きかった山北地区の皆様を含め、市民の皆様には大変なご苦勞をおかけしてまいりましたが、被害のあった住家をはじめ、被災した87か所の公共施設につきましても、おおむね復旧を終えるとの見通しを確実にすることができました。地震発生前の日常を取り戻していくことはもちろんであります。こうした自然災害をはじめとした様々な災害に備えるための対策をきめ細かく講じていくことが重要であると考えているところでもあります。

私たちは、山形県沖を震源とする地震から多くの教訓を学びました。そして、教訓から、市では、市民の皆様の避難行動を確実なものとするため、確実にご自身の避難行動を明確にするタイムラインの整備を進める取組をスタートさせております。加えて、避難経路の安全確保や避難所の環境整備といった顕在化したハード部分の課題克服のための取組も進めているところでもあります。

また、このたびの新型コロナウイルス感染症への対策を踏まえた避難行動の在り方を含め、避難行動の選択肢に自宅での避難や友人や知人宅への避難、さらには避難所での3つの密を避けるため、避難所そのものを分散させるといった分散避難の考え方が新たに国から示されたところでもあります。結果として避難所の数が増えることとなるわけでありますが、先般、瀬波温泉旅館協同組合との間で災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書を締結し、災害時の避難先の確保についてご協力をいただけることとなったところでもあります。

そうした避難行動の在り方が変容する中であっても、地域コミュニティー単位での防災体制につ

いては、災害発生時の初動において重要であることに変わりはありません。その際に大きな役割を担う組織として消防団があるわけでありますが、昨年の地震発生の際にも消防団の皆様には大いにご活躍をいただいたところでもあります。しかしながら、消防団の現状につきましては、団員定数を300名ほど下回る実人員数で本市の消防団業務を担っていただいているというのが実態でもありません。市では、この間、消防団員の確保に努めるとともに、持続可能な消防団組織の在り方について検討を行ってまいりました。そうした中において、機能別分団の設置や消防力の再編成といった新たな施策に取り組んできたところではありますが、消防団員の確保がなかなか難しい状況の中、将来にわたって安全で安心して暮らし続けることのできるまちづくりを実現していく上においても、これまでの施策をさらに拡充させながら消防団機能を持続可能なものとしていくことが重要となります。市といたしましては、引き続き実情に即した消防団組織の在り方についての検討を進めることといたしておりますので、市民の皆様、さらには議員各位におかれましては格段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第3 請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第3、請願第2号を議題といたします。

本件は、総務文教常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） おはようございます。ただいま上程されております請願第2号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書については、去る6月17日午前10時から第1委員会室において総務文教常任委員会を開会し、紹介議員補足説明の後、審査を行いました。

委員から、特に今回は新型コロナウイルス感染症対策から新しい生活様式にも関わってくる件であり、また今までも請願として採択してきたものであるため、趣旨に賛同するとの意見がありました。

その他、さしたる意見なく、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、起立全員で請願第

2号は採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これからボタン式投票により採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第2号は採択することに決定をいたしました。

日程第4 議第100号 消防ポンプ自動車（CD—I型）購入契約の締結について

議第101号 消防団消防用ポンプ積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結
について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、議第100号及び議第101号の2議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） ただいま上程されております議第100号及び議第101号の2議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る6月17日、第1委員会室において、委員7名、副市長、教育長、担当課長及び担当職員、議長及び議会事務局長出席の下、総務文教常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第100号 消防ポンプ自動車（CD—I型）購入契約の締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、このたびは6社の指名競争入札で、昨年、一昨年にもCD—I型の入札が行われたが、今回の落札業者と同じなのかとの質疑に、各年度の実績についての確認はしていないとの答弁。

委員より、近隣市町村全て同じ業者による落札で、仕様、規格も同じものの落札となっているが、指名競争入札6社の入れ替わりは今までなかったのかとの質疑に、業者の中で指名実績等を考慮し、6社を指名した。6社に固定しているわけではないが、消防車両を扱える業者があまりないのも現状で、情報収集をしながら対応する業者がいれば入替えも考えていきたいとの答弁。

委員より、仕様書によれば過去のものと同じ規格となっているが、同じ仕様で問題点は感じられないのかとの質疑に、以前の車両や装備も基本的には同じ仕様となっているが、装備品の資機材が多少異なることなどから、購入価格の違いが出てきているものと考えているとの答弁。

委員より、装備品によって多少異なるという説明だが、差額の要因はとの質疑に、消防車は消防本部独自の艤装をするためオーダーメイドとなる。基本的構造は変わっていないが、照明のLED化など装備品については最新型のを導入するため、価格の差が出る要因となるとの答弁。

委員より、今回の購入で全ての分署に水槽つきポンプ自動車の配備となるわけだが、今まで泡方式による消火活動の実績はとの質疑に、タンクの使用は随時行っているが、泡方式による消火活動については、放水による消火活動を停止し、鎮圧状態になってから使用することとなる。事例では、車両火災で化学消防車が到着する前に使用した実績があるとの答弁。

委員より、購入に係る財源はとの質疑に、この整備に関しては過疎債を充てるということで要望しているとの答弁。

委員より、以前の購入時では緊急消防援助隊設備整備費補助金が使えるものという説明もあったが、過疎債のほかにも使える制度について調査はしているかとの質疑に、予算編成の際には、その都度、現在一番有利な制度を選定しているとの答弁。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立採決の結果、議第100号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第101号 消防団消防用ポンプ積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、村上方面隊については普通積載車から小回りが利く軽積載車へ変更してきた経緯もあるが、山北方面隊の入替えて軽積載車にしない理由はとの質疑に、山北方面隊については、消防ポンプ車から普通積載車へ変更となるが、山北方面隊との協議の中で要望によるものとの答弁。

委員より、車両の小型化は消防団員の人員減少も影響しているのかとの質疑に、消防団との意見交換における要望により検討しているが、とりわけ団員の減少が理由とは考えていないとの答弁。

委員より、消防団からの要望で車両変更するのではなく、具体的な理由を確認し、今後調査すべきではないかとの質疑に、各方面隊で車両配備に関する計画を持っていると思うが、今後も引き続き適正な配備となるよう随時確認しながら進めていくとの答弁。

委員より、消防団の再編成の中において車両数などの検討は進んでいるのかとの質疑に、消防団の再編成計画は進めている。団員定数が確定してきたら、配置によっては車両が余ってくることから、車両も減らす計画になると考えているとの答弁。

委員より、財源は全て過疎債かとの質疑に、過疎債の対象にはならないことから、緊急防災・減災事業という有利な起債を要望しているとの答弁。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第101号につい

ては起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第100号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第100号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第101号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第101号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議第102号 村上市税条例の一部を改正する条例制定について

議第103号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について

議第104号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第102号から議第104号までの3議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも市民厚生常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） おはようございます。ただいま上程されております議第102号から議第104号までの3議案について、その審査概要と結果について報告いたします。

去る6月18日午前10時から、第1委員会室において、委員7名、議長、副市長、担当課長及び担当職員、議会事務局長出席の下、市民厚生常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第102号 村上市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第102号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第103号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めたところ討論なく、起立採決の結果、議第103号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第104号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、むらかみ病児保育センターの職員の所属先はどこかとの質疑に、代表法人である学校法人北都健勝学園に所属するとの答弁。

委員より、定員と対象年齢はどの質疑に、定員6人、対象は生後6か月から小学校6年生までの答弁。

委員より、万が一損害賠償による事故があった場合、共同事業体の責任所在はどの質疑に、指定管理者の責に帰する場合も考えられるので、共同事業体で賠償責任保険を契約するとの答弁。

委員より、会計は独立した会計でやるのかとの質疑に、特別会計をつくるのではなく、代表法人が全体の事業の中で区別してやると聞いているとの答弁。

委員より、財源の内訳と支払い、精算の時期はどの質疑に、財源は子ども・子育て支援交付金、国3分の1、県3分の1、市3分の1を活用。支払いは、あらかわ病児保育センターを例にすると、協定書に基づき年3回、7月、10月、1月に行い、年度末に精算を行っているとの答弁。

委員より、あらかわ病児保育センターの2年間の人件費の積算額と精算額はどの質疑に、積算額は、平成30年度1,236万1,000円、令和元年度1,238万1,000円、精算額は、平成30年度1,038万4,000円、令和元年度1,046万7,000円との答弁。

委員より、2年間とも積算額より精算額が約200万円少ないのは、労働条件を低くして採用しているのではないかとの質疑に、雇用の実績で金額が変わってくるもので、悪い環境で働いてもらっているのではないと思うとの答弁。

委員より、監査はどこがやるのかとの質疑に、市が行い、年2回連携協議での事業報告、適宜の巡回を通して気づいたことを指導しているとの答弁。

ほかにさしたる質疑なく、以上で質疑を終了し、討論を求めたところ、職員が長く仕事を続けていただくためには改善の余地もあるが、賛成であるとの賛成討論が1件あり、起立採決の結果、議第104号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ご苦労さまです。

公の施設の指定管理のところなのですが、私も番外で拝見しておりましたが、今委員長報告から出ましたけれども、同じ法人が荒川のほうの病児のほうもやっているということで、人件費の積算なのですが、委員長報告のとおり、平成30年1,236万1,000円、それでまた令和元年度は1,238万1,000円と、精算額が約200万円ほど低いという委員の中でのやり取りの中でちょっと私疑問に思ったのですが、委員長どんなふうに捉えたか分かりませんが、職員がここ2年間の間にみんな入れ替わっているというようにしか答弁があったかと思うのです、理事者側のほうから。ということになってきて、それがいわゆる積算の、本来人件費で充てようと積算していたのに、精算額が200万円低くなっているというのは、やっぱり労働条件に因果関係があるのかというところのやり取りはあったのですが、委員長、この辺について見れば、今後委員会として何か調査するとか、特別に何かを調べるとか、何かございますか。

○議長（三田敏秋君） 市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） 指定管理者にやってもらっているときに、働いている方が辞めたとか、それから入れ替わりとかしているというところまで果たして委員会で審査の対象になるのかというのはなかなか難しい面も私はあると思いますので、今後ちょっと考えさせてもらいます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 運営の内容まで踏み込んでいくというのは確かに異例な部分であろうかと思いますが、ただ1点言えることは、積算額よりも精算額が200万円安い、低かったという事実。では、200万円をその法人は村上市に返納したのかということと、そうではない。ということになれば、どこ行ったのの話を変わってくるではないですか。当初、委員長が今言われているように、特別会計ではしていない。その指定管理の団体のいわゆる会計の中での一部としてそれをやっているということになれば、もちろん私はその中でのどんな状態かというのはやっぱり委員会としてその数字を追っていくという意味で、内容的には後からついてきたとしても、数字はやっぱりしっかりと追うべきだろうと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市民厚生常任委員会委員長。

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） 分かりました。ちょっと考えさせてもらいます。

○15番（姫路 敏君） 以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第102号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第102号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第103号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第103号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第104号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第104号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議第105号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第4号）

議第106号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第107号 令和2年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第105号から議第107号までの3議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

[一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇]

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第105号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第4号）について、その審査の概要と経過について報告を申し上げます。

議第105号については、今定例会において一般会計予算・決算審査特別委員会で審査することとし

たわけですが、その審査については、当特別委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の分科会を設置し、審査いただいたところです。

去る6月24日午前10時から、委員20名、議長、議会事務局長出席の下、全体会を開催し、各分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決をしたところですが、私からその審査と経過について主なものを報告させていただきます。

初めに、総務文教分科会については、去る6月17日、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員長、分科会委員7名、副市長、教育長及び理事者説明員の出席の下開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では、第19款繰入金について、委員より、森林環境整備基金から繰入れを新規計上するとの説明だが、具体的な内容はとの質疑に、航空レーザー撮影については当初予算に計上していないが、これを行う協議会への負担金として新潟市と村上市が負担するものであり、森林環境譲与税を原資とするその基金から今回400万円を繰入れするものであるとの答弁。

歳出では、第2款総務費で、委員より、コミュニティ助成事業の申請件数の内訳はとの質疑に、一般コミュニティ事業の20件の申込みのうち2件が採択、コミュニティセンター建築補助金事業については1件申込みで、採択はゼロ件、自主防災事業については2件の申込みで、採択はゼロ件であるとの答弁。

また、委員より、コミュニティ助成事業については毎年申請件数も多いが、効果や実績について追跡調査は実施しているのかとの質疑に、調査は実施していないが、今後検討していきたいとの答弁。

以上で質疑を終結し、賛否についての発言を求めましたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第105号のうち総務文教分科会所管分については、起立全員で原案のとおり可決すべきものとの態度を決定したとの報告。

次に、市民厚生分科会については、去る6月18日市民厚生常任委員会終了後、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員7名、副市長、担当課長、担当職員及び議会事務局長出席の下、市民厚生分科会を開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では、第16款県支出金について、委員より、介護基盤整備事業費補助金は1床当たり100万円以上がかかるわけだが、この事業の詳細な内容はとの質疑に、山北徳洲会病院の療養病床の60床を来年4月から介護医療院に転換するもので、医療型30床については県の直接の補助金で介護医療院へ転換されるが、介護型30床を市が介護医療院に転換するための市補助金であるとの答弁。

歳出では、第3款民生費について、委員より、報道では肴町病院についても介護医療院へ転換するとのことだが、いつ頃になるのかとの質疑に、第8期中に転換したいとの計画であるとの答弁。

以上で質疑を終結し、賛否についての発言を求めましたが発言なく、起立による賛否態度の取り

まとめを行った結果、議第105号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべき態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会については、去る6月19日経済建設常任委員会終了後、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員7名、副市長、担当課長、担当職員及び議会事務局長出席の下開催し、担当課長からの説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では質疑なく、歳出では、第6款農林水産業費について、委員より、中山間地域等直接支払交付金経費で棚田地域指定の申請をしたのは高根と荒沢の2集落だけであるが、他集落からの申請がなかった理由はどの質疑に、説明会を開催したが、要望がなかったとの答弁。

委員より、棚田地域指定の申請をするメリットとデメリットはあるのかとの質疑に、10アール当たり1万円が中山間地域等直接支払交付金に加算される。高根集落は約640万円、荒沢集落は約180万円の加算となる。その経費を活用し、共同活動等が行える。しかし、加算を受けるためには新たな活動計画の作成や協議会の立ち上げなどの手間がかかるため、要望が少なかつたのではないかとの答弁。

委員より、棚田地域指定の申請が積極的にできるよう支援体制が必要ではどの質疑に、始まったばかりの制度なので、引き続き集落に周知し、できる限り多くの集落に取組をしてもらうよう働きかけていきたいとの答弁。

委員より、村上総合病院周辺道路に防犯灯を設置する工事とのことだが、防犯灯は幾つ設置されるのかとの質疑に、施工延長が400メートルあり、防犯灯は10基設置されるとの答弁。

以上で質疑を終結し、賛否についての発言を求めましたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第105号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

以上、全体会では、総務文教分科会長の報告に対し、コミュニティ助成金の質疑がありましたが、その他さしたる質疑はなく、討論もなく、起立採決の結果、議第105号は起立全員で原案のとおり可決すべきものとの決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） ただいま上程されております議第106号については、先ほど

報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その概要と経過について報告をいたします。

議第106号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、討論を求めましたが討論なく、起立採決の結果、議第106号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長(三田敏秋君) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長(川崎健二君) ただいま上程されております議第107号について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る6月19日、市役所第1委員会室において、委員7名、副市長、担当課長及び担当職員並びに議会事務局長出席の下、経済建設常任委員会を開会いたしました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

議第107号 令和2年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、修繕を行ったのは共済の保険が入ってくる前か、それとも共済の保険が入ってくるから直しますというものなのかとの質疑に、修繕については業者に依頼して修繕済みである。建物総合損害共済の災害共済金については、建物の所有・管理者または使用者に支払われるものであり、物件等の復旧を行った請負業者に直接支払うことができない保険となっているとの答弁でした。

委員より、修繕は緊急に行うべきだが、修繕をする前に歳出の補正を行い、共済の保険金が入ったときに歳入について補正をするのが本来の手続きではないかとの質疑に、緊急性を要しているということでもあるし、共済の対象物件でもあるので、そのような形になっているが、今後執行する上でどうあればよいのか検討していきたいとの答弁でした。

委員より、いつ落雷があって、いつ業者に発注して、いつ工事が完成したのかとの質疑に、落雷が発生したのは3月19日。4月15日に発注し、6月4日に修繕完了しましたとの答弁でした。

委員より、修繕が完了するまでの間は施設には支障がなかったのかとの質疑に、施設管理をしている業者でタイマー設定で仮設の運転管理をして管理をしていたとの答弁でした。

委員より、共済金の手続きを終えて金額が確定したのはいつか、また共済金が入ってくるのかとの質疑に、金額については、修繕が完了したばかりですので、これから請求書を頂いて、共済とやり取りをして額が確定するとの答弁でした。

その他質疑なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第107号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第105号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第105号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第106号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第106号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第107号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第107号は委員長報告のとおり可決されました。

午前11時5分まで休憩といたします。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第7 議第108号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第5号）

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第108号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第5号）を議題

といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第108号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第108号は、令和2年度村上市一般会計補正予算（第5号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億9,110万円を追加し、予算の規模を388億7,200万円にしようというものであります。

補正の主な内容といたしましては、国の第二次補正予算により創設された独り親世帯臨時特別給付金に係る経費のほか、6月9日議会からいただきました緊急申入れも踏まえながら、これまで実施してまいりました経済対策に続き、国から追加交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、子育て世帯等への支援策を早期に行うための経費について追加しようというものであります。

歳入におきましては、第15款国庫支出金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び独り親世帯臨時特別給付金給付事業費補助金などで2億9,110万円をそれぞれ追加しようというものであります。

歳出におきましては、第2款総務費で新型コロナウイルス感染症緊急対策経費890万円を、第3款民生費では、新型コロナウイルス感染症緊急対策経費及び独り親世帯臨時特別給付金給付事業経費で2億7,130万円を、第10款教育費では、小学校就学援助経費及び中学校就学援助経費で1,090万円をそれぞれ追加しようというものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） ここで皆様に申し上げます。

ただいま議題となっております議第108号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第5号）の質疑については、さきに議会運営委員会にご協議をいただいたとおり、歳入全款について1人3回まで、歳出については款ごとに1人3回までといたします。

それでは、これから歳入全款について質疑を行います。

18番、長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） 先ほど市長が諸般の報告で、第二次補正で9億円ちょっとという話しされましたよね。ということは、今回のまず地方創生臨時交付金というのは歳入で2億2,000万円ぐらいなのですけども、あとでは7億円ぐらいは予定としては限度額として入ってくるというふうに理解していいわけですね。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 先ほど、今回追加配分上限額ということで諸般の報告で申し上げましたが、額にして9億5,875万8,000円が、これが上限であります。ですから、今残り、議員おっしゃるとおり残り7億円だねということでもありますけれども、これまで一般財源、財政調整基金含めて投入している経費ありますので、それはこれに組み替えていくという作業これからあります。ただ、いずれにしても、詳細の金額については計算しなければなりませんけれども、また倍程度の事業費は打つことができるということで、先行する部分を早めにやっています。それと継続しながら今後の支援策についても並行して現在計画を策定しているというところでもあります。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） それで、内閣府の資料をちょっと私調べまして、その中でちょっと1つだけ、これは村上市として考えているのかどうかということでお聞きしたいのですけれども、基金の積立てについては一律に対象外経費としていましたが、以下に示す一定の要件を満たす基金に積み立てる場合に限り、第一次補正予算の交付金も含め交付対象として取り扱うこととしますというふうになっているのですけれども、財政調整基金は無理なのだろうけれども、基金として、新型コロナの基金として積み立てるとかという予定も考えられるのかどうかだけ教えてください。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） いろいろな、今それこそ足元の対策から含めて日々変化する中でやっております。国のほうのガイドラインの立てつけも変化、変化しながらやっている中で、今村上市にとって一番どこが傷んでいるのか、そこをまず手当てしましょう、また将来的に、感染者は発生しておりませんが、この後第2波、第3波のときにどういう状況になるか分かりません。それに備えるための今作業しているわけでありまして、そうした中で選択肢の一つとしてはあるというふうには思っておりますけれども、現時点でそれを基金として後段の支援策に充当しようというところまでまだ今積み上げをしておりません。今日の前のところ、また今年度、さらには来年度、このあたりにしっかりと対応していくということの立てつけで今計画を策定しているというところでもあります。

○18番（長谷川 孝君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかに歳入についての質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませんね。

次に、歳出についての質疑を行います。質疑は款ごとに行います。

最初に、第2款総務費についての質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで、第2款総務費についての質疑を終わります。

次に、第3款民生費についての質疑を行います。

7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） ご苦労さまでございます。

それでは、民生費について課長にお伺いしたいと思います。給付金という格好で2項目、子育て世帯の応援給付金と独り親世帯の特別給付金という格好で2つ上がっておりますけれども、この対象者の給付要件といたしますか、子育てのほうだと1億9,600万円計上してあるわけですけれども、これの給付の対象要件という格好でちょっと説明していただきたいと思いますが。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） 1億9,600万円のほうでございますけれども、これゼロ歳から18歳、高校3年生の年齢までの、年代といたしますか、この子どもたちに1人当たり2万円を給付しようというものと、それからさきに1人10万円の給付がありましたけれども、その後の出生した子ども、それから出生するであろう子どもに対しても1人10万円の給付をしようというふうなことで、総額1億9,600万円。内訳としましては、2万円のほうが約7,200から7,300人ぐらいを想定しております。これに対して1人2万円ですので、1億4,600万円。それから、生まれた子ども、それから生まれるであろう子ども、こちらは年度内に妊娠されたという届出をされた方まで対象にしようということにしておりますので、約500人ぐらいを見込んでおります。こちらで5,000万円。それで1億9,600万円というふうな数字になっております。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 1点目の特別定額給付金、これ市単独事業で打ちます。追加で500人の子どもたちに10万円ずつ新たに給付をするということ。もう一つのほうのゼロ歳から18歳まで、今課長が説明した、これは国の立てつけの制度で実施するという立てつけになっております。それも含めて市単独でやるということになっておりますので、そういったご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 次に、課長、独り親世帯の給付金という格好で6,610万円計上してありますけれども、これについても再度ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） 独り親世帯臨時特別給付金ですけれども、こちらは国の制度で行われるものでございます。児童扶養手当のまず支給されている世帯に対して、世帯当たり5万円、それから第2子以降は3万円、これが基本的な給付になっておりますが、このほか児童扶養手当の支給まではいっていないお宅があったりした場合、そちらの収入が少なくなったというふうな、ちょっと算定はしなければなりませんけれども、そういう世帯がもしあれば、その方たちも同じように1世帯5万円と第2子以降3万円というものがございます。そのほかに、5万円、3万円を支給している世帯で、さらに最近収入がちょっと減ったのですというふうなお宅があれば、そちらについて

はさらに追加で5万円というふうな支給額が加算されるという制度になっております。

〔「どのぐらいの世帯数になるんですか」と呼ぶ者あり〕

○こども課長（中村豊昭君） すみません。児童扶養手当の支給対象は約400件あるのですが、収入の減少世帯というのが申告していただかないと分からないので、出てきてからというふうなことにはなるのですけれども、一応予算的には、足りなくなるといけませんので、余計めに見ているところでございます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 分かりました。結構でございます。ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） ほかに民生費についてのご質疑ございませんか。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） これの支給、やり取りはどんなふうになるのですか。やり取りというのは、申請して、申請者の確認して支給するのか、それとももう大体分かっているのか、大体分かっているというのか、そこでそういう、あくまでも申請して支給するのですか。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） 前段に、6月上旬になりますけれども、児童手当の支給世帯に1人当たり1万円というふうなものをやった経緯がございます。主にこれと同じようなやり方を今回も取る予定でございますけれども、なるべくうちのほうで把握している人たちについては手続が簡単になるようにこちらから案内はしますけれども、そこで要らないよというふうな申立てがなければ、もうそれだけでこちらのほうから支給するというふうな形で、本人からのいろんな書類とかというのはなるべく減らしたいということで考えております。ただし、収入が減りましたというものにつきましては、少し中身について書類が必要になるのかなということで、申請が必要になるというふうな中身になっております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） では、ちょっと確認しますけれども、本人から申請しなくても、その情報が本人にこども課のほうから発信されて、支給しますがということでお話を聞いて、何にもなければそのまま支給するということなのでしょうけれども、急激な給料の減少があったとかというところそのものというのは分からないですよね。どんなふうに周知していくわけですか、その辺は。

○議長（三田敏秋君） こども課長。

○こども課長（中村豊昭君） 周知の方法につきましては、やはり市報かホームページというふうなことで逐次、1回ではなくて何回も周知はしていきます。議員おっしゃるとおり言ってきてもらわないと分からないところでございますので、その辺はきちんと周知していきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） せっかくですから、分かりやすい、そして簡単な手続でその対象者全員に支

給される手法で頑張ってもらいたいというふうに思います。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 1点目の子育て世帯応援給付金、これについては子どもの数が分かっていますから、そこにはそのままストレートに1億9,000万円行きます。あとは、国の立てつけの制度の部分については若干そういう制約があるものですから、そのところは丁寧に説明をさせていただいて、傷んでいるところにしっかり届く仕組みとして対応してまいりたいというふうに思っております。

○15番（姫路 敏君） 分かりました。支給漏れないようにお願いします。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませんね。

最後に、第10款教育費についての質疑を行います。

1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ご指名ありがとうございます。就学援助の関係でちょっと確認をさせていただきたいと思います。

第10款第2項第2目と第3目でしょうか、その中の要・準要保護児童就学援助費の関係で、確認なのですが、前回の全員協議会のほうで小中学校就学援助事業で新型コロナウイルス感染症拡大防止のための3月から5月に実施した小学校臨時休業期間中の昼食費を補助するものと。そこに準要保護世帯に対し学校給食費相当額を支給するのだという説明がございましたので、その場で私、では要保護世帯ってどうなるのかという説明をさせていただきました。理事者のほうから、いや、被保護世帯は保護費から出るから大丈夫ですという説明があったのですが、要保護世帯イコール被保護世帯ではないので、その辺のちょっと確認だけさせていただきたいと思うのですが、生活保護法第6条第2項に「この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているとしないにかかわらず、保護を必要とする状態にある者をいう」ということです。なので、要保護世帯イコール被保護世帯では全くないですね。市役所の支給要綱を見せていただいたところ、恐らく要保護世帯を準要保護世帯として扱っているのだらうなというふうに思うのですが、まずそれで間違いないのか。要保護世帯を村上市としては準要保護世帯として取り扱って就学援助の対象にしているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅原 明君） お答えいたします。

生活保護法第6条第2項に規定する要保護者のうち、就学援助制度では、生活保護法第13条の教

育扶助を受けている者につきまして、就学援助制度では要保護者と呼びます。また、要保護者に準じて、困窮していると認定した者を準要保護として認定しております。そういった形で対応のほうらせていただいております。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 国の生活保護法の立てつけで要保護になっているのはもう確実に把握はしていますけれども、議員ご指摘の、そうではなくて、そういう現に状況にある場合、その認定されていなくてもという部分だと思いますけれども、準要保護の申請をされている方は、それは把握できています。それでも漏れ落ちているケースがある場合については、それぞれ現場分かりますし、また逆にご本人から申請をいただければそこにもしっかりと対応していこうということで、実はその部分については、うちのほうもこの制度設計するときに少し議論させていただいたところでありますので、そのところも漏れ落ちなく拾い上げていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 市長、わざわざありがとうございます。私が心配しているのは、そういうところもあるのですけれども、一般的に文部科学省の要保護世帯向けの補助制度があるわけですね。本来的なやり方としては、就学援助の申請をしてもらって、収入を確認をして、生活保護世帯の水準以下だと思う方については要保護世帯として扱って国に補助金の申請するのです。そうすると、補助率が2分の1ですから、例えば生活保護の申請はしていないけれども、ちゃんと確認すれば生活保護を受けられると。ただ、いろんな事情があって生活保護は申請していないという方、何人かいらっしゃると思います。そういう人をきちんと申請をして、収入を確認した上で、これ要保護世帯ですねということで認定をして、要保護世帯は要保護世帯でちゃんと国の制度があって、対象の品目とかも決まっているわけですね。それをきちんと活用すれば、準要保護だと一般的に考えれば100%一般財源ですよ。でも、この国の就学援助費の要保護世帯向けの補助金を活用すれば、一般財源100万円のところが、50万円は国の補助金が出るわけですね。だから、そういうやり方やっていないと私思っていないので、それはそういう形でやっていらっしゃる、要保護世帯を準要保護としては扱っているけれども、要保護世帯の方に対しては、国に対して、釈迦に説法で申し訳ないですけれども、補助金の申請はされていますよねということをお聞きしたいのです。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅原 明君） 要保護世帯に対しましては、補助制度につきましては、修学旅行費と学校保健安全衛生法による医療費のほうを補助対象としながら対応しております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 3問しか質問事項がないので、これで終わらなくてはいけないのは残念なのですけれども、しっかり理解されていないと思います。今課長さんがおっしゃっているのは、被保護世帯の話をしていると思います。被保護世帯というのは、生活保護法第13条の教育扶助は生活

保護で出ますけれども、医療費と修学旅行費は就学援助で出ますので、その話をしているわけではないです。生活保護法第6条第2項、生活保護を受けていなくても要保護世帯になるのです。法律をしっかりと読んでいただくと。その要保護世帯に対しては国が2分の1補助しますよということを言っているわけですね。なので、私は、当然村上市それきちんと準要保護世帯ということで整理はしているけれども、一般財源ではなくて国の補助をちゃんともらっているのだろうなと思っていたのですけれども、それももらっていないとすれば、もう大変な問題だと思います。村上市の財政にもう何百万円、分かりませんが、損害を与えてきたという話になりますので、その部分はしっかりと精査をしていただければなと思いますけれども、その辺、要保護世帯、最後これ質問ですけども、生活保護法第6条第2項、被保護世帯以外の要保護世帯に対して、ちゃんと文部科学省に補助金申請はしているのですか、していないのですか。被保護世帯以外の要保護世帯ですけれども。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅原 明君） 私が把握している中では、準要保護のほうでの認定している要保護世帯の補助金申請は把握しておりますけれども、それ以外の……

〔「ちょっと聞こえないです」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（菅原 明君） 失礼しました。私が把握しているのは、要保護世帯で就学援助を認定している世帯の補助金のほうを申請しているというのは把握しておりますが、それ以外の部分につきましてはちょっと、それ以外の世帯については準要保護者という形での対応を取っているという形で認識……

〔「補助金申請しているのですか。文部科学省に要保護世帯向けの補助金は請求しているのですか」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（菅原 明君） はい、要保護世帯につきましては申請はしておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、修学旅行と医療費に対しての補助金のほうの申請をして。

○1番（上村正朗君） 議長、最後。質問ではないです。

完全に間違った運用だと思います。被保護世帯の話をしていらっしゃると思うので、要保護世帯の話はしていないので、これ何年間、もう時効だと、恐らく国に対しての補助金請求、時効5年だと思いますけれども、ちゃんと確認していただいて、全国で10万人とか6万人、何万人だったかな、何万人、数は少ないですけれども、被保護世帯ではない要保護世帯に対して国はちゃんと補助していますので、それを村上市が何年もやっていなかったとすれば、それはもちろん私の勘違いなのかもしれませんし、その辺はきちんと事実確認をしないといけないと思いますけれども、もし事実だとすれば、もう物すごい損害を村上市の財政に与えているということになります。なので、そういう対象があるのだったら、これからちゃんと文部科学省と協議して、何年遡って補助金出してくれるかどうか分かりませんが、しっかりと対応してもらわなくては困るという内容のものだと

思いますので、しっかり対応お願いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 3問ですので、これで終わりますけれども、しっかりした調査報告をさせますので。

○1番（上村正朗君） よろしくお願ひします。

○議長（三田敏秋君） ほかに教育費についての質疑はございませんか。

8番、鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君） 議場の雰囲気をちょっと変えていきたいと思いますが、同じ2項ですか、小・中学校に対する昼食費の補助なのですが、臨時休業に伴うということが書かれて表現されていますけれども、これは恐らくコロナによる休業だと理解するわけですけれども、その割には新規になっていないと。これはどういう現場に困ったがあり、どういう補助をするための金額か、ちょっと具体的に説明していただけますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅原 明君） 3月から学校が臨時休業になりましたけれども、それに伴って給食が出る予定だった日に対して、準要保護世帯に対しまして給食費相当額を補助しようというものであります。3月と4月、5月の休業分についてであります。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君） ちょっと答弁の中に聞き取れなかったことがあるのですけれども、これは児童全員が対象になるのですか。それとも、何か保護対象者とかというふうになんかちょっと聞こえたのですけれども、全員ではないのですか。ちょっとその辺を確認したいのですが。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅原 明君） 対象になりますのは、準要保護世帯の児童になります。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第108号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第108号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議員発議第8号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元

に係る意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議員発議第8号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

6番、河村幸雄君。

〔6番 河村幸雄君登壇〕

○6番（河村幸雄君） 議員発議第8号 30人以下学級実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について、村上市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

本案は、去る6月17日に開催されました総務文教常任委員会で審査され、採択すべきものと決定された請願に基づく意見書の提出であります。

意見書の文面につきましては、皆様に配付の資料のとおりであります。

賛成者、渡辺昌議員、木村貞雄議員、本間善和議員、高田晃議員、佐藤重陽議員、小杉武仁議員、そして提出者は私、河村幸雄でございます。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣であります。

以上、提案の理由の説明を申し上げます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第8号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第8号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議員発議第9号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議員発議第9号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出

についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

6番、河村幸雄君。

〔6番 河村幸雄君登壇〕

○6番（河村幸雄君） 議員発議第9号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について、村上市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

本案は、去る6月17日に開催されました総務文教常任委員会の協議会において協議され、決定された意見書の提出であります。

意見書の文面につきましては、皆様に配付の資料のとおりであります。村上市は、いわゆる「みなし過疎」の指定を受け、5市町村合併後の一体感の醸成に向け過疎対策制度を積極的に活用し、日常生活で欠くことができない上下水道整備事業や一般市道改良事業、病院整備事業などハード事業に加えて、地域公共交通の運営事業や子ども医療制度等のソフト事業でも活用している実態があり、村上市においても過疎対策は非常に大きな役割を担っています。住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されるためにも、現行法により過疎地域として指定されている市町村の実態に即した支援の継続と充実・強化が必要である。よって、下記の事項を十分に反映し、新たな過疎対策法を制定されることを強く要望するものであります。

賛成者、渡辺昌議員、木村貞雄議員、本間善和議員、高田晃議員、佐藤重陽議員、小杉武仁議員、そして提出者は私、河村幸雄でございます。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣。

以上、提案の理由の説明を申し上げます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第9号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第9号は原案のとおり可決されました。

日程第10 新型コロナウイルス調査対策について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、新型コロナウイルス調査対策についてを議題といたします。

新型コロナウイルス調査対策特別委員会委員長から報告を願います。

新型コロナウイルス調査対策特別委員会委員長。

〔新型コロナウイルス調査対策特別委員長 大滝国吉君登壇〕

○新型コロナウイルス調査対策特別委員長（大滝国吉君） 新型コロナウイルスによる感染症は全世界に拡大し、猛威を振るっております。日本における感染状況は、緊急事態宣言が解除され、落ち着きを取り戻しつつありますが、本市の市民生活、地域経済が受けた影響は甚大であることは言うまでもありません。

本市議会は、去る5月22日、令和2年第2回臨時会において、この感染症の影響による喫緊の課題に対処するため、新型コロナウイルス調査対策特別委員会を設置いたしました。私から本特別委員会のこれまでの調査の概要と経過について報告を申し上げます。

設置された臨時会当日、早速初回の特別委員会を開催し、一刻も早く新型コロナウイルス感染症の影響に対処するためスピード感を持った調査と市に対する提言を行っていくことなどを確認するとともに、議会として、市民に寄り添う観点から、令和2年度の議会費のうち行政視察を取りやめること、会派分の政務活動費を執行しないことを決定いたしました。その後も協議を重ね、各委員が市民の声を基に喫緊の課題について対応を取りまとめ、6月9日、本定例会初日の会議終了後、市長に緊急申入れを行ったところであります。さらに、本特別委員会に設置した総務文教、市民厚生、経済建設の分科会においてそれぞれ協議を行い、所管分野ごとに課題の整理を行いました。それを受けて、6月24日、特別委員会の全体会を開催し、先を見据えた提言について取りまとめを行ったところであります。本日、議会を代表し、その提言書を議長から市長へ提出する運びとなっております。

また、この全体会では、コロナ禍による市民生活、地域経済の災禍に寄り添い、その対策の費用に資することを目途として、我々市会議員の報酬についても10%の削減を9か月とすることと決定いたしました。行政視察の取りやめ等に関わる執行停止による額と合わせて約960万円の削減となります。この後、議会議員報酬削減のための条例改正の発議がなされますが、可決された際には、削減された費用が村上市の新型コロナウイルス感染症対策に充てられ、一刻も早い市民生活の安定と経済活動への支援の一助となるよう切望しております。

また、今までも提言をさせていただいておりますが、執行部としては本当に我々の提言により素早く事業にいただいていることに感謝しています。またこれからもひとつよろしく願います。

新型コロナウイルス調査対策特別委員会の経過報告といたします。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

追加日程第1 議員発議第10号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） ただいま尾形修平君から7名の賛成者とともに、議員発議第10号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてが提出されました。

この際、お諮りをいたします。ただいま提出されました議員発議第10号は緊急事件と認め、この際日程に追加し、審議することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議員発議第10号は緊急事件と認め、日程に追加をし、審議することに決定をいたしました。

追加日程第1、議員発議第10号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

直ちに事務局から議案を配付させます。

〔議案配付〕

○議長（三田敏秋君） 提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

12番、尾形修平君。

〔12番 尾形修平君登壇〕

○12番（尾形修平君） ただいま上程されました議員発議第10号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど委員長報告にもありましたように、新型コロナウイルス感染症の国内の対応状況については、政府は5月25日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了を宣言し、外出自粛の段階的緩和の目安を発表いたしました。4段階のステップを提示し、6月19日以降は全国を対象に県をまたぐ移動の自粛を解除する方針が示されました。

本市においては、幸いなことに現在まで感染症の報告はありません。しかしながら、これまでの行動自粛や学校の休校、事業の休業を余儀なくされた事業者など、家庭生活や地域経済に計り知れない影響を及ぼしていることは言うまでもありません。国は、特別定額給付金をはじめ各種支援策を講じ、本市としても独自の支援策を含め適宜対策を行っているところではありますが、これからさらには有効な支援策を行うには多額の財源が必要となります。

そこで、我々村上市議会として、さきの臨時会において今年度の行政視察の中止及び政務活動費の会派分としての執行自粛を決定しております。そして、今般、報酬については、令和2年7月か

ら令和3年3月までの9か月間、報酬の10%を削減し、市民に寄り添い、財源の一助となればとの思いで提案するものであります。

なお、改正の内容につきましては議案書別記及び新旧対照表のとおりであります。

このたびの議案提出に当たっての賛成者は、小杉武仁議員、河村幸雄議員、長谷川孝議員、鈴木一之議員、川崎健二議員、川村敏晴議員、大滝国吉議員であります。そして、提出者は私、尾形修平であります。

以上、会議規則第14条の規定により提出するものです。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第10号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第10号は原案のとおり可決されました。

○議長（三田敏秋君） 以上をもって本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和2年第2回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午前11時53分 閉会